

# 公益財団法人日本パラスポーツ協会 表彰規程

## (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第4条第13号の規定に基づき、パラスポーツの発展に特に顕著な功労・功績のあった者を表彰し、もってパラスポーツ振興に資することを目的とする。

## (表 彰)

第2条 会長は、パラスポーツに顕著な功績、又はその他の模範として推奨するに値する業績のあった者を表彰する。

## (表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

### (1) 特別功労章

パラスポーツ発展のため特に顕著な功労のあった者

### (2) 功労章

長年にわたりパラスポーツの発展に功績のあった者並びに地域や各種関係団体でパラスポーツの発展に功労のあった者

### (3) 特別賞

国際的なパラスポーツ競技大会において顕著な成績をあげた者  
なお、パラリンピック競技大会において優秀な成績を収めた者の取扱いについては別に定める

### (4) その他

パラスポーツの普及・発展において特に顕著な功績があり、会長が特別に表彰するに値すると認められた者

## (表彰の方法)

第4条 表彰は、会長が表彰状を授与して行うものとする。

2 表彰を受けた者の氏名又は名称等は、本協会の発行する会報等に掲載して公表する。

## (表彰候補者の推薦等)

第5条 表彰者の推薦は、本協会及び都道府県・政令指定都市並びに関係団体が行う。

## (提出書類)

第6条 前条により推薦する場合は、次の各号による書類を本協会会長へ提出する。

(1) 推薦書（様式-1）※特別功労章、功労章

(2) 功績調書（様式-2）

(3) 推薦書（様式-3）※特別賞

(4) 前各号に掲げるもののほか、本協会が必要と認める書類

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者は、本協会会長が第8条に定める、表彰審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て決定する。

ただし、緊急に表彰を行う必要があるなど、特別な事情がある場合には、審査会の審査を経ないで決定することができる。

(設置及び所掌事項)

第8条 表彰の適正を期するため、本協会は審査会を設置する。

(審査会の構成)

第9条 審査会は、次の者をもって構成する。

- (1) 常務理事
- (2) 医学委員長、技術委員長及び科学委員長
- (3) その他会長が必要と認めた者

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか表彰の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成15年1月8日から施行する。
- 3 この規程は、平成16年1月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成20年10月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の設立の登記の日（平成23年12月1日）から施行する。
- 8 令和3年10月1日一部変更
- 9 令和4年11月9日一部変更
- 10 令和5年2月24日一部変更

# 公益財団法人日本パラスポーツ協会 表彰細則

協会による表彰は、表彰規程によるもののほか、この細則によるものとする。

## 1. 表彰対象者

- (1) 者とは、個人及び団体をいう。
- (2) 個人表彰の対象は生存者とする。ただし、表彰状を受ける者が受表彰前に死亡したときは、故人の名をもってその遺族に行うことができる。
- (3) 特別功労章及び功労章については、叙勲及び大臣表彰を受けた者は対象としない。
- (4) 特別功労章及び功労章を受けた者は、同種の表彰の対象としない。
- (5) 特別功労章を受けた者は功労章の対象としない。
- (6) 下記の3の(2)に該当する推薦団体は表彰の対象としない。

## 2. 表彰者数

同一年度内における表彰者の数は、概ね特別功労章3名以内、功労章30名以内とし、推薦者が多数の場合は、同一推薦団体内における人数を制限することもある。

## 3. 推薦

- (1) 推薦の対象となる功労や功績は、概ね前年度以後におけるものとする。ただし、特別の事情がある場合には、本協会と協議するものとする。(特別の場合を除いてさかのぼらない。)
- (2) 推薦は、原則として次の者が行う。

### ア. 特別功労章及び功労章

都道府県・指定都市障がい者スポーツ主管部(局)、  
都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会協議会登録協会、  
障がい者スポーツ競技団体協議会登録団体、  
障がい者スポーツ指導者協議会登録協議会、  
障がい者スポーツセンター協議会登録センター、  
本協会

### イ. 特別賞

障がい者スポーツ競技団体協議会登録団体

## 4. 推薦基準

### (1) 特別功労章

- ① 全国的又は、国際的規模で概ね15年以上にわたって功績のあった者
- ② 広域的(複数の都道府県)な活動で概ね20年以上にわたって功績のあった者
- ③ 本協会に対し、1,000万円以上の金品の寄贈をされた者

### (2) 功労章

都道府県及び指定都市の範囲以上で概ね15年以上にわたって功績のあった者

### (3) 特別賞(対象期間:1月1日~12月31日の1年間)

- ① デフリンピック競技大会の1位、2位、3位の者

- ②個人競技において、対象期間内に開催された、IPC、World Abilitysport、IBSA、ICSD、Virtus または国際障害者競技別スポーツ団体が主催する世界選手権大会で1位になった者
- ③団体競技において、対象期間内に開催された、IPC、World Abilitysport、IBSA、ICSD、Virtus または国際障害者競技別スポーツ団体が主催する世界選手権大会で1位、2位、3位のいずれかに入賞した者
- ④対象期間内に開催された、IPC、World Abilitysport、IBSA、ICSD、Virtus または国際障害者競技別スポーツ団体が公認する競技会において、世界記録を上回る公認記録を樹立した者
- ⑤記録による競争でない競技については、対象期間内に IPC、World Abilitysport、IBSA、ICSD、Virtus または国際障害者競技別スポーツ団体が公表する世界ランキングで1位になった者

5. 表彰の時期

表彰は、原則として、毎年度末に開催する合同会議等、多くの関係者が参集する機会を利用して実施する。

6. その他

「団体競技」とは、バスケットボール、バレーボール、ゴールボールなどのスポーツを指す。陸上競技、水泳、卓球、ボウリング、テニス等における「リレー」、「ダブルス」、「チーム」、「トリオ」等は、個人競技における「種目」とする。